

京都市立浴場指定管理者募集要項に係る質問及び回答

No	京都市立浴場 指定管理者募集要項	質問	回答
1	募集要項 1 1 ページ 3 市立浴場の管理運営に係る業務基準 (1) 管理業務基準 キ 修繕業務	施設の老朽化に伴う大規模改修・修繕については、どのようにお考えですか（屋上の防水・ボイラー・タンクや配管の老朽化・浴槽の防水など）。	施設の老朽化や経年劣化による、施設の休業を伴うような大規模改修については、京都市立浴場指定管理者募集要項（以下、「募集要項」という。）別紙 2 の 1 1 ページ、「キ 修繕業務—（イ）京都市の負担において行うもの」に記載のとおり、京都市の負担において行うものとしします。 その場合は、あらかじめ改修箇所を確認し、改修計画を立て、市会における予算の議決を経て実際の改修を進めていくことから、年度を跨ぐなどの対応となることがあります。 なお、上述の項目に該当し、かつ、その要因が突発的に発生し、市立浴場の運営を休止する必要があるなどの著しい影響がある場合は、迅速に対応する必要があると考えております。
2	募集要項 1 1 ページ 3 市立浴場の管理運営に係る業務基準 (2) 運営業務基準 イ 危機管理対応	自然災害（大雨・台風・地震など）予防対策について、京都市としての基準を教えてください。	自然災害予防対策に係る京都市の基準としては、京都市行財政局防災危機管理室が定める「京都市地域防災計画」があります。 施設の運営管理に当たっては、指定管理者に選定された際に、募集要項に記載のとおり、災害やその他緊急時における対応を定めたマニュアルを作成するとともに、建築基準法や消防法といった関係法令等を遵守して、安全管理を行っていただくこととなります。 また、危機管理体制の構築や、災害時の対応について、避難経路や消火器位置の確認等、随時訓練も行っていただくこととしています。
3	募集要項 1 2 ページ 3 市立浴場の管理運営に係る業務基準 (2) 運営業務基準 ウ 健康、環境への配慮	新型コロナウイルスやその他の感染症の予防対策について、京都市としての基準を教えてください。	施設の管理運営に当たっては、厚生労働省による指導のもと、全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会が作成する「浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を確認し、遵守するようにしてください。
4	募集要項 3 ページ 3 施設及び業務の概要 (2) 業務の概要 エ 指定管理者の持つノウハウを活用し、新しい工夫を採り入れた事業の実施（自主事業）や、利用者のニーズに合ったサービスの提供による利用促進に関すること。	浴場の外観について、原状復帰が可能であればどのような事をしてもいいのか。 浴場の所在地によってできる事に限りがあるのか知りたい。	自主事業については、京都市と原状復帰（回復）を含めた事前協議のうえ、許認可が必要な場合があります。自主事業を申請される際は、各浴場の立地状況や関係法令等を踏まえて、その可否を判断する必要がありますので、浴場の外観についても、事前に京都市と協議いただくようお願いいたします。